

## デモステネス『弁論集3』

## 初版第一刷 正誤表 (木曾明子 担当分)

本文、註	誤	正
254 頁 7 行目	買色行為	→ 男色売買行為
263 頁註 (4)	第十三卷第九	→ 第十三卷九
265 頁 3 行目	買色関連法	→ 男色売買関連法
同頁註 (4)	買色行為者	→ 売色者
同頁註 (5)	買色行為	→ 男色売買行為
268 頁 15 行目	買色行為者	→ 売色者
270 頁 4 行目	買色行為者	→ 売色者
278 頁 1 行目	違法な提案をした	→ 違法な法令を提案した
281 頁註 (4)	買色行為者	→ 売色者
282 頁 17 行目	買色行為	→ 男色売買行為
283 頁 1 行目	目録作成していた	→ 公収目録に登録していた
289 頁 2 行目	買色行為	→ 売色行為
293 頁 2 行目	買色関連法	→ 男色売買関連法
同頁 4 行目	買色行為	→ 売色行為
同頁註 (8)	買色行為	→ 男色売買行為
294 頁 12 行目	買色行為	→ 男色売買行為
298 頁 13 行目	買色行為	→ 男色売買行為
同頁 14 行目	買色行為	→ 売色行為
300 頁註 (1)	……の用法は	→ ……の用法は
<b>補 註</b>		
339 頁上段 6 行目	討議されたが、それが第一回目であることはなく、大体二回目以降であり、他は通常民会（エックレーシアー・シユンクレートス）と呼ばれた。	→ 討議されたが、他の普通民会では神事などが扱われたほか、緊急時には変則的に臨時民会（エックレーシアー・シユンクレートス）が開催された。
<b>解 説</b>		
422 頁 2 行目	買色行為	→ 売色行為

## 索 引

13 頁左欄

買色 (ἐταίρησις) XXII.29,30,61,73,Lib.2,別/2,10

— 関連法 XXII.21,Lib.2

↓

売色行為 (ἐταίρησις) XXII.73,Lib.2,別/10

売色者 XXII.29,30

男色売買行為 XXII.61,別/2

男色売買関連法 XXII.21,Lib.2